

令和元年9月2日
財務省関税局

「保税地域の被許可者に係る処分基準の改正について」に対する御意見募集について

財務省関税局では、保税地域の被許可者に係る処分の基準について、別紙のとおり見直すことを予定しております。

本改正案については、広く国民の皆様から御意見を募集しております。御意見等がございましたら、下記の要領に従い、財務省関税局監視課宛にお寄せください。

要領

1. 募集期間

令和元年9月2日（月）から令和元年10月1日（火）（必着）

※提出期限を過ぎた御意見につきましては、受理できませんので、予め御了承ください。

2. 募集内容

保税地域の被許可者に係る処分基準の改正について（別紙）

3. 提出方法

氏名（法人又は団体の場合は名称、代表者及び担当者の氏名）、住所、連絡先（電話番号、FAX番号及びメールアドレス）を御記入のうえ、以下のいずれかの方法により御提出ください（様式は自由）。

なお、電話での御意見の提出には応じかねますので、あらかじめ御了承ください。

①郵送の場合

〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1
財務省関税局監視課 宛

②電子メールの場合

メールアドレス：mofkanshika@mof.go.jp

③FAXの場合

FAX番号：03-5251-2155

宛先：財務省関税局監視課 宛

4. その他の留意事項

お寄せいただいた御意見等につきましては、公表させていただく場合があります。

また、御意見等に対しましては、個別には回答いたしませんのであらかじめ御了承ください。

連絡・お問い合わせ先

財務省関税局 03-3581-4111（代表）

監視課

保税調査官、保税係（内線）2511、2513

保税地域の被許可者に係る処分基準の改正について

1. 制度の概要及び改正の趣旨

保税地域の被許可者（指定保税地域又は総合保税地域における貨物管理者を含む。以下同じ。）が関税法の規定に違反した場合等の処分については、関税法（昭和29年法律第61号。以下「法」という。）第41条の2第1項（外国貨物の搬入停止等）、第48条第1項（許可の取消し等）（第61条の4及び第62条の7において準用する場合を含む。）及び第62条の14第1項（許可の取消し等）に基づき、税関長が、その保税地域の被許可者に対し、期間を指定して外国貨物等の搬入を停止させ、又は保税地域の許可を取り消すことができることとされている。

その処分内容については、関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）48-1《保税蔵置場に対する処分の基準等》（同通達41の2-2、61の4-9、62の7-3及び62の14-1において準用する場合を含む。）に定められた基準に基づき決定される。

今般、処分の公平性・透明性を高める観点から、上記処分基準の見直しを行うこととし、以下のとおり関税法基本通達を改正する。

2. 改正の内容（詳細は別添参照）

(1) 非違の申し出があった場合の減算規定の緩和

被許可者から、関税法の規定に違反する行為（以下「非違」という。）が行われた旨の申し出があった場合の減算規定を、過去に同様の非違が行われていても適用が可能となるよう緩和する。
(関税法基本通達48-1(1)ハ(ニ))

(2) 非違が故意に行われた場合の加算点数の引き上げ

非違が故意に行われたと認められる場合の加算点数を、現状の10点から20点に（関税等のほ脱若しくは無許可輸入を目的として行われた場合又はこれらの事実を隠ぺいするために行われた場合は現状の20点から40点に）引き上げる。（関税法基本通達48-1(1)ハ(ハ))

3. 改正期日

令和2年1月1日を予定。